

4月1日配布資料  
入札監理小委員会  
審議用資料

社会保険庁  
平成19年度事業(第2期)の要求水準等  
見直しについて

## 19年度事業の第2期に係る要求水準及び最低水準の見直しについて

19年度事業の第2期（平成20年5月～平成21年4月）に係る要求水準及び最低水準（以下「要求水準等」という。）の算出に当たっては、現年度分は基礎的要素である被保険者数及びその増減に伴う免除者数を、また、過年度分は過年度納付対象月数の増減率及び過年度納付割合の加算率を、それぞれ見直している。

その上で、要求水準等算出根拠に基づき、社会保険事務所ごとに要求水準等を算出し、被保険者数が減少している場合には、要求水準等を下げることとしているが、被保険者数の増加による要求水準等の引き上げについては、当該事象ごとの個別要因を判断し、要求水準等を引き上げずに、当初設定した数値のままとしている。

なお、委託費については、当初設定した要求水準等に対する落札価格（基本額）のままとし、見直しは行わない。

# 平成19年度事業(第2期)の要求水準等の見直しについて

(単位:月数)

対象地区名	事務所名	第2期(見直し後) (平成20年5月~平成21年4月)							
		要求水準				最低水準			
		現年度	増減	過年度	増減	現年度	増減	過年度	増減
北海道 (札幌)	札幌東	35,800	+0	45,000	△4,000	30,900	+0	43,500	△3,500
	札幌西	19,600	+0	24,400	△2,200	17,000	+0	23,700	△1,900
	札幌北	38,200	+0	44,900	△4,000	33,600	+0	43,600	△3,400
北海道 (札幌以外)	函館	23,700	+0	28,200	△2,700	19,600	+0	27,000	△2,200
	釧路	20,000	+0	19,100	△2,000	16,700	+0	18,200	△1,600
	苫小牧	13,300	+0	15,400	△1,600	11,000	+0	14,700	△1,300
青森	弘前	30,500	△1,200	34,000	△3,400	25,000	△1,000	32,300	△2,800
宮城	仙台東	21,700	+0	27,200	△2,500	18,200	+0	26,300	△2,100
茨城	水戸北	33,200	△500	39,000	△3,900	27,400	△400	37,200	△3,100
	水戸南	30,300	+0	32,900	△3,600	23,600	+0	30,900	△2,800
埼玉 (さいたま)	大宮	48,000	△600	74,600	△6,800	41,100	△500	72,200	△5,700
	浦和	66,000	△600	97,200	△9,300	53,800	△400	93,400	△7,700
埼玉(川越)	川越	72,500	△1,900	118,100	△11,000	60,000	△1,700	114,000	△9,200
埼玉 (北部・南部)	所沢	39,100	△1,700	72,800	△6,600	32,900	△1,500	70,400	△5,700
	熊谷	36,300	△1,200	48,500	△4,800	30,400	△900	46,300	△4,000
千葉 (北部)	佐原	25,300	△500	31,800	△3,300	20,400	△400	30,200	△2,700
	松戸	64,900	△1,600	101,300	△9,400	54,400	△1,300	97,600	△7,800
千葉 (南部)	幕張	64,400	△2,600	95,500	△8,900	53,800	△2,100	91,900	△7,500
	木更津	36,700	△1,200	50,100	△5,200	29,200	△900	47,700	△4,100
東京 (北東部)	足立	36,900	△800	70,400	△6,700	29,900	△600	67,600	△5,600
	荒川	12,400	△400	20,400	△1,900	10,600	△200	19,700	△1,500
	葛飾	24,900	△700	45,200	△4,100	20,700	△600	43,700	△3,500
	上野	11,300	△400	20,100	△1,700	9,400	△300	19,400	△1,500
東京 (東部)	江戸川	33,100	△800	69,900	△6,400	26,900	△600	67,300	△5,500
	墨田	14,200	△300	26,600	△2,500	12,100	△400	25,800	△2,100
	江東	23,400	△800	45,500	△4,000	20,300	△700	44,100	△3,400
東京 (北西部)	板橋	35,500	△600	59,500	△5,400	29,700	△500	57,500	△4,600
	練馬	44,000	△1,100	80,800	△7,100	37,500	△1,100	78,300	△6,100
	池袋	19,400	△100	30,900	△2,800	16,200	△100	29,800	△2,400
東京 (南西部)	新宿	21,500	△100	35,300	△3,200	17,800	△100	34,000	△2,800
	渋谷	16,600	△400	30,800	△2,700	13,900	△300	29,800	△2,400
	港	17,600	+0	29,000	△2,500	14,900	+0	28,100	△2,200
	目黒	18,100	△300	34,400	△3,000	15,400	△300	33,400	△2,600
	品川	21,200	△600	41,400	△3,600	18,400	△500	40,400	△3,000
東京 (南部)	世田谷	61,200	△2,100	124,100	△10,700	51,500	△1,700	120,700	△9,300
	大田	33,500	△1,200	67,700	△6,000	28,600	△1,000	65,700	△5,200
東京 (多摩)	武蔵野	62,500	△1,800	102,000	△9,100	53,700	△1,500	98,800	△7,700
	青梅	20,400	△700	35,300	△3,200	17,100	△600	34,000	△2,700
神奈川 (横浜南部)	横浜中	11,400	+0	19,100	△1,600	9,600	+0	18,500	△1,400
	横浜南	36,900	△800	57,100	△5,100	31,900	△600	55,400	△4,300
	横浜西	46,800	△800	78,100	△6,900	39,800	△700	75,700	△5,900
神奈川 (横浜北部)	港北	35,400	△400	76,500	△6,600	30,000	△500	74,300	△5,800
	鶴見	22,700	△200	41,200	△3,700	19,000	△200	39,900	△3,300
神奈川 (川崎)	川崎	18,200	△100	29,000	△2,900	14,300	△200	27,700	△2,300
	高津	25,800	△900	87,700	△8,200	21,100	△800	84,500	△6,800
神奈川 (横浜川崎以外)	相模原	42,700	△1,700	80,000	△7,300	35,000	△1,500	77,100	△6,300
	厚木	31,500	△1,100	46,200	△4,400	25,900	△900	44,400	△3,700
	横須賀	29,200	△800	46,200	△4,100	24,500	△700	44,600	△3,600

対象地区名	事務所名	第2期（見直し後） （平成20年5月～平成21年4月）							
		要求水準				最低水準			
		現年度	増減	過年度	増減	現年度	増減	過年度	増減
静岡	沼津	16,700	△400	22,600	△2,300	13,900	△400	21,600	△1,900
	三島	22,600	△700	28,200	△2,800	18,800	△600	27,000	△2,300
愛知 （名古屋東部）	大曾根	23,200	△400	35,500	△3,300	18,900	△300	34,100	△2,800
	鶴舞	3,900	+0	6,800	△700	2,900	+0	6,500	△500
	笠寺	19,300	△700	33,100	△3,200	15,500	△600	31,800	△2,600
	昭和	16,400	△300	24,100	△2,200	13,800	△400	23,300	△1,800
愛知 （名古屋西部）	中村	18,200	△500	31,200	△3,000	14,700	△400	29,900	△2,400
	熱田	19,500	△200	28,100	△2,800	15,000	△300	26,900	△2,200
	名古屋北	27,000	△800	39,800	△3,900	21,600	△600	38,100	△3,200
	名古屋西	14,700	△300	20,400	△2,000	11,900	△200	19,500	△1,700
京都	上京	18,900	△600	32,800	△2,900	16,100	△500	31,900	△2,500
	中京	14,700	△700	25,500	△2,400	12,200	△600	24,600	△2,000
	下京	8,500	△200	12,900	△1,300	6,900	△200	12,400	△1,100
大阪 （市内北部）	大手前	10,800	+0	16,800	△1,700	8,200	+0	16,000	△1,400
	市岡	9,100	+0	13,700	△1,500	6,900	+0	13,100	△1,100
	天満	6,500	△100	11,800	△1,200	5,000	+0	11,400	△1,000
	淀川	20,400	△400	33,800	△3,400	15,500	△400	32,300	△2,700
	福島	9,000	+0	13,800	△1,400	7,000	+0	13,200	△1,200
	城東	21,300	△300	31,700	△3,100	16,500	△200	30,400	△2,500
大阪 （市内南部）	堀江	10,300	+0	15,600	△1,600	8,000	+0	14,900	△1,300
	今里	12,900	△100	18,600	△2,100	9,200	+0	17,600	△1,600
	難波	3,700	+0	5,100	△600	2,600	+0	4,800	△400
	玉出	21,000	△200	33,100	△3,600	15,200	△200	31,400	△2,800
	平野	19,100	△100	28,600	△2,900	14,300	△100	27,100	△2,400
大阪 （東部）	天王寺	38,100	△1,000	63,900	△6,200	30,700	△700	61,400	△5,000
	八尾	15,600	+0	27,800	△2,500	13,000	△100	26,800	△2,200
	東大阪	21,300	△700	44,100	△4,300	17,000	△500	42,400	△3,600
	守口	19,100	△500	37,000	△3,600	14,500	△300	35,500	△2,900
大阪 （北部）	枚方	35,400	△800	61,900	△5,800	28,400	△600	59,700	△4,800
	豊中	27,600	△400	54,000	△4,800	23,300	△300	52,400	△4,100
	吹田	46,200	△1,100	79,700	△7,000	38,800	△1,000	77,300	△6,000
大阪 （南部）	貝塚	22,900	△100	40,400	△3,900	18,600	△100	39,000	△3,100
	堺東	33,100	△1,200	60,100	△5,800	26,600	△1,000	57,900	△4,600
	堺西	14,900	△300	23,200	△2,100	12,100	△200	22,300	△1,700
兵庫 （神戸）	三宮	5,500	△100	9,300	△900	4,200	△100	8,800	△800
	須磨	30,100	△1,300	47,100	△4,500	25,000	△1,100	45,200	△3,800
	東灘	13,100	△200	21,900	△1,900	11,000	△200	21,000	△1,700
	兵庫	13,800	△600	20,000	△2,000	11,300	△400	19,100	△1,700
兵庫 （神戸以外）	尼崎	36,200	△800	64,700	△6,000	30,200	△600	62,500	△5,000
	西宮	32,700	△1,800	68,800	△6,300	27,600	△1,500	66,600	△5,300
広島	広島東	24,200	△700	36,000	△3,400	20,000	△600	34,500	△2,900
福岡	博多	8,500	+0	12,400	△1,200	7,000	+0	12,000	△1,000
	中福岡	8,400	+0	12,800	△1,300	6,800	+0	12,400	△1,000
	小倉北	9,200	△100	14,900	△1,400	7,500	△100	14,300	△1,200
長崎	長崎南	23,500	△300	29,800	△3,100	18,800	△200	28,400	△2,500
	長崎北	7,700	△100	8,700	△900	6,200	△100	8,200	△700
宮崎	宮崎	25,600	△200	38,000	△3,600	20,900	△200	36,400	△3,000

(別紙2-2) 要求水準等算出根拠(平成19年度事業(第2期)見直し)

別紙2-1の対象社会保険事務所別要求水準等一覧は、以下の積算根拠に基づき、社会保険事務所ごとに別添のとおり算出している。

[ ]内は単位

【現年度要求水準等】

1. ①及び② 被保険者数(累計[月数]・年度末[人])

被保険者数は、第1号被保険者と任意加入被保険者の合計。

17年度から19年度見込の被保険者数の増減率の全国平均で20年度以降推移するものとして積算。

※ 19年度見込=19年4月~12月までの実績+(19年12月実績×16~18年度の12月~1月の季節変動率)+(20年1月見込×16~18年度の1月~2月の季節変動率)+(20年2月見込×16~18年度の2月~3月の季節変動率)

20~22年度=前年度被保険者数見込×17~19年度見込の増減率の全国平均(第1号被保険者数97.5%、任意加入被保険者数99.5%、年度末被保険者数97.3%)

2. ③及び④ 全額免除累計[月数]・免除率[%]

18年度の未申告者の積み残し分15万人(全国ベース)を19年度に解消し、その後毎年度0.5%ずつ免除率(被保険者数に占める全額免除者の割合)が上昇するものと仮定して積算。

※ 全額免除累計[月数]=全額免除者数[人](被保険者数[人]×免除率[%])×12

19年度の免除率は、各事務所においては、18年度実績免除率から、18年度の未申告者の積み残し解消により1.2%上昇するものとして積算。

※ 19年度免除率=18年度実績+1.2%、20~22年度=前年度免除率+0.5%

3. ⑤ 強制徴収対象者累計[月数]

18年度は18年度最終催告状送付者と17年度最終催告状送付者の18年度への繰越分を足したものを12か月分、19年度以降は強制徴収対象者60万人(全国ベース)の当該事務所分の12か月分。

※ 18年度=(18年度最終催告状送付者+17年度からの繰越分)×12

19~22年度=60万人(全国ベース)の当該事務所分×12

4. ⑧ 優良納付月数累計[月数]

①及び③から推計される納付対象者[月数](被保険者累計[月数]-全額免除累計[月数])に、優良納付率[%](推計)を乗じて積算。

優良納付率の推計は、以下のとおり。

・18年度の優良納付月数累計[月数]を被保険者累計[月数]から全額免除累計[月数]を減じたもので割り戻し、18年度優良納付率(実績)を算出。

・19年度は、18年度優良納付率に19年度途中から優良納付者に転じる0.3%を上乗せ。

・20年度からは、毎年度、前年度の優良納付率に前年度の督促により優良納付者に転じる0.6%を上乗せ。

※ 19年度=上記の納付対象者×(18年度優良納付率+0.3%)

20~22年度=上記の納付対象者×(前年度優良納付率+0.6%)

5. ⑪ 督促納付率[%]

18年度の督促納付対象者累計[月数]に対する督促納付月数[月数]の割合。

※ 18年度督促納付月数[月数]÷18年度督促納付対象者累計[月数]

6. ⑬ 加算率1.8%

社会保険庁では、納付対象者に対する全国の納付月数の伸び率の上乗せ目標を0.6%としており、これは督促対象者に対する1.8%に相当する。

※ なお、過去3年間の納付対象者に対する納付月数の伸び率平均は0.75%であった。

【過年度要求水準等】

1. ① 過年度納付対象月数[月数]

前年度過年度納付対象月数に17~19年度見込の増減率の全国平均を乗じたもの。

※ 前年度過年度納付対象月数×17~19年度見込の増減率の全国平均(89.2%)

2. ⑤ 過年度要求水準[月数]

過年度納付対象月数に過年度納付割合を乗じたもの。

※ 過年度納付対象月数×過年度納付割合(前年度の過年度納付割合+0.3%)

※ 0.3%=過年度納付割合の16~19年度見込の全国平均伸び率